

動画広告付番号案内表示機等の設置及び運用事業 企画提案募集要項

1 趣 旨

広島市 8 区の区役所（市民課、保険年金課及び安芸税務室）及び厚生部（福祉課及び地域支えあい課）に、窓口の受付・交付番号の表示及び行政情報・民間広告等の各種情報を放映できる動画広告付番号案内表示機及び発券機並びにこれに付随して必要となる機材（以下「動画広告付番号案内表示機等」という。）を設置・運用し、本市に広告料を納付する方式で実施する事業の企画提案を行う法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 事業の概要

(1) 事業名

動画広告付番号案内表示機等の設置及び運用事業

(2) 事業の内容

別添「仕様書」のとおり。

(3) 協定期間

協定締結の日から令和 12 年 12 月 31 日まで

(4) 機器設置期間

令和 7 年 12 月 6 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

※原則、上記とするが本市と事業者にて協議の上、最終決定とする。

3 区役所等の来庁者数

(1) 区役所

市民課及び保険年金課へ来庁した市民の 1 日当たりの推計値は下表のとおり。なお、この他にも税金・建設関係等の用務で多数の市民が来庁している。

中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
約 500 人	約 350 人	約 450 人	約 450 人	約 300 人	約 200 人	約 150 人	約 450 人

(2) 厚生部

福祉課へ来庁した市民の 1 日当たりの推計値は下表のとおり。なお、この他にも地域支えあい課や生活課に用務で多数の市民が来庁している。

中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
約 130 人	約 200 人	約 140 人	約 270 人	約 290 人	約 190 人		約 220 人

4 応募資格

この企画提案に応募できるのは、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 企画提案の募集開始の日から協定締結までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続又は会社更生法に基づく更生手続の適用を受けておらず、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (8) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 動画広告付番号案内表示機等の設置及び運用事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

5 提案事項

別添「企画提案書（様式2）」のとおり。

6 応募書類の提出

- (1) 応募期間
令和7年8月1日（金）から同年8月15日（金）正午まで（必着）
- (2) 応募書類
 - ア 企画提案応募用紙（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2）
 - ウ 企画書
 - エ 誓約書（様式3）
 - オ 法人の場合は、会社概要（パンフレットなど）、役員の役職名、氏名、読み仮名及び生年月日が記載されている役員名簿。個人事業者の場合は、身分証明書（免許証など）の写し。

※ 役員名簿又は身分証明書の写しに掲載されている個人情報、暴力団排除のため、本市が関係する官公庁へ照会する際に使用する場合は

ある。

カ 納税証明書

① 広島市税の納税証明書

「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が応募書類の提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添付すること。

なお、本市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」にかえて「申立書(様式は問わない。)」を提出してください。

② 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(発行年月日が応募書類の提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添付すること。

5

※ 納税証明書等に疑義があるときは、納税状況を確認するため、本市が関係する官公庁へ照会する場合がある。

キ その他の必要書類(企画提案書記載要領の指示に従って提出すること。)

① 類似業務の実績を示す資料

② 事業者の広告掲載方針等を示す資料

③ 設置までの作業スケジュールを示す資料

④ 保守管理、緊急時及び問合せ等への対応体制を示す資料

※ 提出された書類は返却しない。

※ 指定する様式は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

ただし、これによりがたい場合は、次により配布する。

○ 配布期間

上記6(1)と同じ。

○ 配布場所

下記9と同じ。

(3) 提出部数

各書類10部(うち9部は写しも可)

(4) 提出方法

応募書類一式を封筒に入れて封印し、次のいずれかの方法により応募期間内に提出すること。(提出先は、下記9と同じ。)

ア 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝休日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。(ただし、8月15日(金)は正午まで。)

イ 郵送の場合

簡易書留の方法で送付すること(応募期間内に必着のこと。)

7 選定等

(1) 提出された企画提案の内容について、「動画広告付番号案内表示機等の設

置及び運用事業に係る受託候補者特定基準等」(以下「受託候補者特定基準」という。)により評価・審査する。

- (2) 評価・審査にあたっては、審査委員会の委員により審議を行い、1者を選定する。なお、応募者が1者の場合も同様の評価・審査を行い、選定の適否を判断する。

受託候補者特定基準に係る評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配 点	内訳	
			基本	任意
(1) 事業者について	市内における本社等の有無から、地元貢献の寄与度を評価する。	5 点	5 点	
(2) 類似事業の実績について	類似業務の実績や提出された見本から、当該事業の遂行能力を評価する。	1 5 点	1 5 点	
(3) 広告募集・広告審査について	広告主について市内業者が多く見込まれているか、広告の審査ができる体制が整えられているかを評価する。	1 0 点	1 0 点	
(4) 設置予定機材について	設置予定機材の仕様・デザインや映像データの管理・配信方法等により、機材設置に係る安全性・確実性等を評価する。	2 5 点		2 5 点
(5) 放映枠について	全体放映枠における行政情報放映枠の割合から、本市の広報ツールとしての価値を評価する。	1 0 点	1 0 点	
(6) 提案金額について	本市へ納付する提案金額により収入確保の効果を評価する。	2 0 点	2 0 点	
(7) 設置スケジュールについて	設置スケジュールの妥当性を評価する。	5 点		5 点
(8) 保守管理の体制について	機材の定期点検をどの程度の頻度で行うか、故障時等に現場到着までにどの程度の時間要するかを評価する。	1 0 点	1 0 点	
(9) 問合せ等への対応体制について	職員・来庁者等からの問合せ等への速やかな対応ができる体制が整えられているかを評価する。	5 点	5 点	
(10) 創意工夫等について	業務遂行に当たって、事業者独自の創意工夫点等が認められるかを評価する。	1 5 点		1 5 点
合 計		1 2 0 点	7 5 点	4 5 点

- (3) 審査委員会は、企画提案の内容を確認するため、必要に応じて応募者からのヒアリングを行う。ただし、応募者が1者で、当該者が過去にこの事

業を適正に実施した実績を有しているときは、応募者からのヒアリングを省略する。

なお、ヒアリングの実施については、別途、応募者へ連絡する。

- (4) 基本項目と任意項目の評価点の合計点を応募者の得点とする。その際、得点が評価点の満点に対し6割未満の応募者は、選定対象外とする。
- (5) 評価の結果同点となった場合は、審査委員会の委員の評議により1者選定する。
- (6) 審査結果は、応募者全員に電子メールで通知し、その後市のホームページで公表する。なお、審査の経緯の公表は行わない。また、審査結果に対する異議申立は受け付けない。
- (7) 選定された事業者は、市との間で協定を締結する。

8 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (4) 事業者は、動画広告付番号案内表示機等の設置及び運用事業に関する全ての事項について一切の責任を負うこととする。
- (5) 動画広告付番号案内表示機等の調達、設置、設置場所の変更及び撤去（協定期間終了後の原状回復を含む。）に伴う工事、設置後の運用保守（保守点検、故障時の修理等を含む。）、電気料金、通信運搬費に係る一切の費用については、事業者の負担とする。

9 問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市企画総務局区政課区政係（本庁舎9階）

電話：082-504-2888

E-mail：soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp

※ なお、仕様書等に関する質問については、仕様書等に関する質問書（様式4）により、令和7年8月7日（木）午後5時00分まで（必着）に郵送又はE-mailで上記へ送付すること。

回答については、令和7年8月13日（水）から8月15日（金）正午まで、本市のホームページに掲載する。